

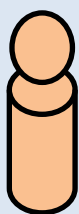
# マイナンバーご登録お手続きのご案内

2016年  
1月より

2016年1月より「番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)」の施行により、マイナンバー制度が始まります。これに伴い、当行では2016年1月から一部のお取引について、以下の通り法定調書作成のためにお客さまに個人番号または法人番号をお届出いただく場合がございますので、ご案内いたします。

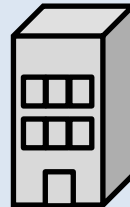
## ① ご登録が必要となるお取引

以下のお取引に係る法定調書の作成時に個人番号または法人番号を利用いたします。



### 個人のお客さま

- ・外国送金(支払・受取等) \*1



### 法人のお客さま

- ・外国送金(支払・受取等) \*1
- ・定期預金、通知預金 \*2
- ・定期積金

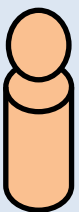
\*1 2015年12月末までに開設されたお口座からの送金に限り、2018年12月までマイナンバーお届出の猶予期間が設けられています。ただし、現金での外国送金の場合は、毎回、国外送金告知書兼同意書へのご記入(マイナンバーのお届出)が必要となりますのでご注意ください。

\*2 2015年12月中に開設の定期預金に関しては2018年12月までマイナンバーお届出の猶予期間が設けられています。ただし、2019年以降にご解約となる場合の預金は、解約時までマイナンバーお届出が必要となります。

※ 住民登録されている国内居住者の方は、2016年1月以降に上記のお取引をされる場合、マイナンバーのお届出がないとお取引いただけません。

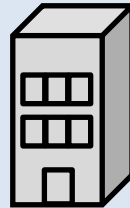
## ② ご協力が必要となるお取引 (2018年1月1日開始)

2018年1月1日から預貯金口座へのマイナンバー(個人番号・法人番号)付番が開始されるため、以下のお客さまにおかれましては、お取引の際に個人番号または法人番号のお届出にご協力をお願い致します。



### 個人のお客さま

- ・預金口座保有の方
- ・新規口座開設される方  
(エクスプレス口座は除く)\*1



### 法人のお客さま

- ・預金口座保有の方  
(普通預金・当座預金)
- ・新規口座開設される方  
(普通預金・当座預金)\*1

\*1 新規口座開設時であっても、お客さまからすでに他の取引において個人番号又は法人番号をお届出頂いている場合は、再度のお届出は不要です。

### ③ ご登録手続きの流れ

当行では、大切なマイナンバーを間違いなく登録するため、原則としてお客さまと行員の入力内容が一致した場合のみマイナンバーの登録が完了する「テンキー入力方式」でご登録いたします。

#### STEP 1 必要書類のご記入

番号お届出に際して、お取引の内容に応じて、次のいずれかの書類にご記入いただきます。

- ・「個人番号の利用目的に関する同意書」
- ・「法人番号の提供に関する同意書」
- ・「国外送金告知書兼同意書」

#### STEP 2 本人確認書類の提示

番号お届出にあたり、ご本人様の確認を行います。必要な本人確認書類については「⑤ご登録時に必要な本人確認書類」をご覧ください。

#### STEP 3 テンキーでのご入力

登録時、お客さまにテンキー(数字キー)にてお客さまご自身のマイナンバーを入力していただきます。その後、行員が再度テンキーでお客さまのマイナンバーを入力し、一致した場合のみ番号が登録されます。

### ④ よくあるご質問

#### Q1. 個人情報が入り漏れたりしないでしょうか？

マイナンバーの取扱いにあたっては厳格な安全管理措置を講じており、また、法令で定められた目的以外でマイナンバーを利用することはありませんのでご安心ください。

#### Q2. 既に取引していますがマイナンバーの届出は必要でしょうか？

はい、2016年1月4日より前に開設されたお口座をお持ちのお客さまも、お取引の内容によりマイナンバーのお届出が必要となる場合があります。

#### Q3. マイナンバーを届出しないとどうなりますか？

2016年1月4日より前に開設されたお口座をお持ちのお客さまの場合、お取引の内容により猶予期間が設けられている場合がありますが、猶予期間のないお取引に関しては、マイナンバーのお届出がない場合はお手続きをお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。なお、預貯金口座付番制度(②ご協力が必要となるお取引)によるマイナンバーのお届出については、現行法令上お客様の任意となっておりますので、現時点では、お届出いただけない場合でもお手続きをお断りすることはございません。

### ⑤ ご登録時に必要な本人確認書類

#### 個人のお客さま

※①～④のいずれかをお届出ください

- ① 個人番号カード
- ② 番号通知カード + A 又は B の書類
- ③ 住民票の写し\* + A 又は B の書類
- ④ 住民票記載事項証明書\* + A 又は B の書類

\* マイナンバー記載のものに限ります。

A: 下記いずれか **1種類** (顔写真つきの確認書類)  
運転免許証、パスポート、在留カード、住基カード、特別永住者証明書 等

B: 下記いずれか **2種類以上**  
各種保険証、国民年金手帳、児童扶養手当証明書、特別児童扶養手当証書 等

#### 法人のお客さま

※①～③のいずれかをお届出ください

- ① 法人番号指定通知書 + D + E の書類  
(発行日より **6ヶ月以内のもの**)
- ② 法人番号指定通知書 + C + D + E の書類  
(発行日より **6ヶ月を超えたもの**)
- ③ 法人番号公表サイト出力情報 + C + D + E の書類

C: 登記事項証明書、印鑑登録証明書等

D: 申請人の本人確認書類 (運転免許証、パスポート、各種保険証等)

E: 法人との関係がわかる書類

お問い合わせは下記コールセンターまたは最寄の支店まで

《コールセンター》0120-015-017(通話料無料)

受付時間 平日 9:00～18:00